

## Honda リモート操作 利用規約

本田技研工業株式会社

本田技研工業株式会社(以下、「Honda」といいます。)は、Honda Total Care プレミアム利用規約と、本Hondaリモート操作規約(以下、「本規約」といいます。)に基づき、契約者に対して「Honda リモート操作」サービスを提供します。

### 第1条(定義)

本規約において利用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。なお本規約に記載のない定義については、Honda Total Care 会員規約並びに Honda Total Care プレミアム利用規約に従うものとします。

- (1) 本サービス:リモート操作アプリを利用することにより、スマートフォン等の情報通信機器(以下、「スマートフォン」といいます。)で離れた場所からのエアコン始動やドアロック操作、ドアロック忘れ等を知らせる通知、利用登録車両の駐車位置を確認できるサービスを指し、詳細は本規約第4条第1項に定めるとおりとします。
- (2) リモート操作アプリ:本サービスを行うにあたり、Honda が提供する、Google Play、App Store 等でダウンロード可能な無料アプリ
- (3) ペアリング:契約者のスマートフォン上のリモート操作アプリと利用登録車両を紐づける作業を指し、詳細は別途、車両の“使い方ガイド”以下に記載の通りです。  
(<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/premium/howto/>)
- (4) システム開始操作:本サービスの利用を可能な状態にするため、契約者が自らのスマートフォンへリモート操作アプリをダウンロードした上で行う、Honda Total Care 会員 ID とパスワードによる認証(以下、「ログイン」といいます。)及びペアリング、並びに契約者が車載通信機において行う所定の操作
- (5) 登録スマートフォン: システム開始操作を完了した、契約者所有のスマートフォン
- (6) Honda スマートキー:利用登録車両用の、鍵穴にキーを指すことなく、車両のパワーシステムの起動、停止のほか、すべてのドア、テールゲートの施錠・解錠ができる電子キー

### 第2条(本規約の適用)

1. 契約者は、本規約が Honda と契約者との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、Hondaと契約者における、本サービスの利用に際しての一切に適用されます。
3. 本規約は、本サービスの利用条件を定めるものです。契約者は、本サービスの利用にあたっては、本規約の内容を理解した上で、本規約の全ての規定に同意し、本規約に従い本サービスを利用するものとします。

4. 本規約は、Honda Total Careプレミアム利用規約の一部を構成するものとし、Honda Total Careプレミアム利用規約で定める内容と本規約の内容が異なる場合は、本規約の定めが優先するものとします。

### 第3条(本規約の変更)

1. Honda は以下の場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができます。
  - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を Honda Total Care ホームページ(URL: <https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>) に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。本サービス利用の際には、随時、最新の本規約を確認ください。

### 第4条(本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は以下の各号に定めるとおりです。ただし、利用のスマートフォン及び車種・車載通信機等により利用できるサービスが異なります。  
詳しくは、Honda Total Care ホームページ  
(URL: <https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)を確認ください。なお、メールを利用するサービスについては、Honda が Honda 所定の方法を用いて、Honda 所定の回数メールを送信した結果、不達の場合にはメールの送信を停止致します。これにより、契約者が本サービスを受けることができない等の不利益を受けたとしても、Honda は一切の責任を負いません。
  - (1) 車両状態確認  
利用登録車両のロックやエアコン等の状態確認ができるサービス
  - (2) リモート操作(エンジン/エアコン)  
利用登録車両の乗車前にリモート操作アプリを使用し、遠隔で利用登録車両のエアコンの On/Off 及び温度調整ができるサービス  
リモート操作は、利用登録車両の車種によっては、手動によるエンジン停止から手動によるエンジン始動までの間に最大2回までしか利用できません。(延長操作は1回に計測します。)
  - (3) 遠隔操作(し忘れ防止通知)  
利用登録車両降車後、リモート操作アプリが Bluetooth の圏外に出たとき若しくは、一定期間経過後(30秒~2分30秒程度)に、所定条件(ドアロックのし忘れや、ライトの消し忘れ等)が発生した場合、リモート操作アプリ上で利用登録車両の状態を通知するサービス、及びリモート操作アプリ上でドアのロックをかけられるサービス

#### (4) カーファインダー

利用登録車両の現在位置情報を、リモート操作アプリで確認することができ、リモート操作アプリを操作することによって発生するハザードとブザーの鳴動で利用登録車両を見つけやすくするサービス

#### (5) Honda デジタルキー（施錠/解錠）

登録スマートフォンで離れた場所から利用登録車両（Honda デジタルキー対応車種に限るものとし、次号においても同様とします。）のドアロック等を操作できるサービス

#### (6) Honda デジタルキー（エンジン始動）

登録スマートフォンによる Bluetooth 通信又は登録スマートフォンを利用登録車両の NFC リーダーにかざすことにより、利用登録車両を運転可能な状態にすることができるサービス（なお、NFC 機能については一部の車種のみご利用頂けます）

2. 本サービスは、利用登録車両のエンジン停止から7日以上経つと、車載通信機がスリープしてしまうため、提供ができなくなりますが、再び利用登録車両のエンジンを手動で始動することで再び本サービスを利用できます。
3. リモート操作アプリは、60日に一回以下の操作を行う必要があります。
  - (1) アプリ上で定期更新コード（数字4桁）を発行。
  - (2) 車載通信機に送付された定期更新コードをリモート操作アプリ上で入力。
4. 前項に定める操作を怠りリモート操作アプリが利用できなくなった際に、本サービスを利用する場合、再度リモート操作アプリ上で更新コードを入力しなければなりません。
5. ペアリングは1台のスマートフォンにつき1台の利用登録車両とのみ実施可能です。複数の端末で1台の利用登録車両を同時にペアリングすることはできません。

### 第5条(利用料金)

前条第1項(1)から(5)に定める本サービスの利用料は、Honda Total Care プレミアムの利用料金に含まれます。前条第1項(6)に定める本サービスの利用料は月額 330 円(税込)とし、利用にあたっては(1)から(5)に定めるサービスとは別にお申込みが必要です。ただし、本サービスを利用する際に通信料及び通話料が発生する場合、当該通信料及び通話料は契約者の負担とします。

### 第6条(本サービスの利用)

1. 契約者は、本サービスの利用を開始するにあたり、車載通信機及び契約者のスマートフォンにおいて、本サービスのシステム開始操作を行い、本サービスの利用が可能な状態になったことを確認することとします。
2. Honda は、本サービスの提供対象となるスマートフォンの OS バージョンを、Honda Total Care 会員サイト(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に掲載します。契約者は自らのスマートフォンの OS が本サービスの提供対象であるか確認の上、リモート操作アプリ最新版を

スマートフォンにインストールし、かつ、当該リモート操作アプリが利用可能な状態であることを確認するものとします。なお、契約者は、本サービスの利用契約の成立後に、自己のスマートフォンの OS が本サービスの提供対象外であったことを理由に、既に Honda に対し支払い済みの利用料金の返金請求はできないことをあらかじめ承諾するものとします。

3. 契約者は、前二項に定める確認が完了するまでは、本サービスを利用できないことを了承するものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用するために必要な車載通信機やスマートフォン・インターネット環境その他のあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段を自己の責任と費用において、適切に整備するものとします。
5. 契約者は、前項の車載通信機及びスマートフォンが正常に作動し、本サービスの利用が可能である状態(利用電話サービスが利用できる状態を含みます。)を保持するものとします。
6. 契約者は、システム開始操作及び本サービスを利用するためには、別途、通話料及びパケット通信料等の通信費用が発生することがあることを了承して当該通信費用を自ら負担するとともに、自己の責任と費用により各携帯電話キャリアが定める定額サービスに申し込む等合理的な措置を講じるものとします。
7. 契約者は車載通信機及び利用電話サービス等の利用環境に応じて、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
8. Honda は、前項の契約者の利用環境及びこれに係る障害・トラブル等について一切関与せず、また一切の責任を負いません。
9. 契約者は、Honda Total Care 会員でなくなった場合は、速やかに本サービスに登録済みの情報を抹消するための措置を取るものとします。

#### 第7条(注意事項)

1. 本サービスは、以下の場合において利用することができません。
  - (1) 登録スマートフォンの電源が入っていない場合
  - (2) 登録スマートフォンにおいてスクリーンロック設定が未設定、若しくは解除されている場合
  - (3) 利用登録車両がバッテリー切れである場合
  - (4) 利用登録車両及びその車載通信機が故障している場合
  - (5) 定期更新コードの有効期限が切れている場合
2. 第4条第1項(5)及び(6)に定めるサービスをご利用の際は、以下の点にご注意下さい。
  - (1) 山奥や郊外、海上、地下駐車場などインターネット通信圏外及びインターネット通信の不安定な場所に本サービス対応のスマートフォンのみを持った状態(Honda スマートキーを持たない状態)で行かないでください。本サービスを利用することができない場合があります。インターネット通信圏外又はインターネット通信の不安定な場所へ行く可能性のある場合は、本サービスの利用中であっても、Honda スマートキーを携帯してください。
  - (2) 一度ペアリングを行った登録スマートフォンであっても、リモート操作アプリからログアウトし

- た場合、及び、別のスマートフォン端末上のリモート操作アプリに契約者がログインした場合は、ペアリング設定が解除され、もとの登録スマートフォンからは本サービスの利用ができなくなります。複数の端末へ同時にログインし本サービスを利用することはできません。
- (3) 本サービスを利用中に、登録スマートフォンの機種変更を行う際は、必ずお手許にスマートキー又は Honda スマートキーをご用意の上実施してください。新たなスマートフォンにおいて本サービスを利用する際に、事前に利用登録車両社内において定期更新コードを入力する必要があるため、ドアロックが解錠できなくなります。
  - (4) ディーラーに車両を預ける場合は、必ずスマートキー又は Honda スマートキーを持参してください。
  - (5) NFC リーダーと登録スマートフォンの間に障害物(金属ケースなど)を置くと、NFC リーダーが反応せず、本サービスが利用できない場合があります。
3. 契約者が第三者の所有するスマートフォン端末において第6条 1 項及び2項に定める操作を行い、本サービスを利用した場合は、当該スマートフォン端末の利用が終了した際は速やかにリモート操作アプリからログアウトしてください。ログアウトを行わない場合、当該第三者により契約者の利用登録車両が操作可能になるおそれがあります。
  4. 契約者は、登録スマートフォンを紛失した場合又は盗難された場合においては、速やかに Honda Total Care 会員サイト(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)へアクセス又はコールセンターへ連絡の上、パスワードの変更や、本サービスの一時利用停止を行うものとします。
  5. 契約者の行為が本条各項のいずれかに該当する場合、契約者は、Honda の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスを利用できないことによるいかなる損害賠償も当社に請求することはできません。

#### 第8条(禁止事項)

1. 契約者は、Honda Total Care 会員 ID とパスワードを適切に管理するものとし、第三者に本サービスを利用させてはならないものとします。
2. 契約者は、1つの Honda Total Care 会員 ID につき1台のスマートフォンのリモート操作アプリにのみログインするものとし、複数の端末へ同時にログインしてはならないものとします。

(付則)本規約は2020年2月13日から発効します。

2020年10月30日 一部改定

2023年 2月 1日 一部改定